

## 滋賀県 I C T 推進懇話会設置要綱

## (設置)

第 1 条 滋賀県 I C T 推進戦略（平成 30 年 3 月策定。以下「戦略」という。）に基づき、I C T の進展に的確に対応しながら、I C T およびデータの活用施策を推進するにあたり、有識者から意見を聴取し、検討するため、滋賀県 I C T 推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 戦略の推進に向けた検討に関する意見・助言を行うこと。
- (2) その他戦略の推進にあたり必要な事項に関すること。

## (組織)

第 3 条 懇話会は県民生活部長が選任する委員で構成する。

- 2 懇話会に座長を置き、座長は、委員の互選により決定する。
- 3 座長は、懇話会の会議の議長として会務を総括する。
- 4 座長に事故があるとき、または欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 懇話会に必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年間とする。

## (会議)

第 5 条 懇話会の会議は、県民生活部長が招集する。

- 2 会議は公開とする。ただし、県民生活部長が必要と認めたときは、非公開とすることができる。
- 3 県民生活部長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## (運営)

第 6 条 懇話会の運営に必要な事務は、滋賀県県民生活部情報政策課において処理する。

## (その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、県民生活部長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 31 日から施行する。

- 1 この要綱は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に選任する委員の任期は、改正後の要綱第 4 条の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。

滋賀県ICT推進懇話会 委員名簿

[敬称略、五十音順]

| 氏名                 | 団体・所属・役職等   |
|--------------------|---|
| アライ<br>新井 イスマイル    | 奈良先端科学技術大学院大学 総合情報基盤センター 准教授                              |
| アライ ミチコ<br>新居 道子   | パナソニック株式会社 アプライアンス社 カンパニー戦略本部<br>事業開発センター 栽培ナビプロジェクト 総括担当 |
| イカド ヒデヤ<br>井門 英也   | キステム株式会社 常務取締役  |
| イシザワ トシヒロ<br>石澤 敏洋 | 株式会社リバネス 地域開発事業部 部長                                       |
| イズミ シズエ<br>和泉 志津恵  | 滋賀大学データサイエンス学部 教授   |
| イヤマ ミツ<br>居山 翠     | 株式会社ビイサイドプランニング 「RuSC」編集長                                 |
| エリユウ シンジ<br>江竜 眞司  | 草津市教育委員会事務局 学校政策推進課 課長                                    |
| オオスミ ヒロコ<br>大角 浩子  | 株式会社 日吉 総務部総務課 課長   |
| サカイ オサム<br>酒井 道    | 滋賀県立大学 地域ひと・モノ・未来情報研究センター センター長                           |
| シマカワ ヒロミツ<br>島川 博光 | 立命館大学 総合科学技術研究機構 機構長                                      |
| ナガタ サトル<br>永田 啓    | 滋賀医科大学 副学長・理事(企画・評価・渉外等担当)・CIO                            |
| ヨシダ マサタカ<br>吉田 昌孝  | 株式会社HONKI 専務取締役・セキュリティエンジニア                               |